

「地方における規制改革」に関するこれまでの経緯

1. 規制改革・民間開放推進会議（平成 16 年 4 月～平成 19 年 1 月）及び規制改革会議（平成 19 年 1 月～平成 22 年 3 月）

(1) 規制改革・民間開放要望を受けて、規制改革・民間開放推進会議（横断的制度分野担当サブワーキンググループ、平成 18 年 5 月）における議論を経て、平成 18 年 12 月 25 日の「規制改革・民間開放の推進に関する第 3 次答申」に、「地方ごとに異なる規制の問題」として、以下の事項を盛り込んだ。

- ① 地方公金納入書の規格・様式の統一
- ② 原動機付自転車に係る軽自動車税の納付におけるマルチペイメントネットワークの活用
- ③ 公共工事指名願いに関する諸手続等の統一

(2) また、規制改革会議（国と地方タスクフォース、平成 19 年 3 月）においても、地方の規制に関する規制改革要望を踏まえた議論を行い、平成 19 年 5 月 30 日の「規制改革推進のための第 1 次答申」に、「地方ごとに異なる規制の合理化」として、以下の事項を盛り込んだ。

- ① 医療装置搭載車に関する医療法上の許可の在り方の検討
- ② 飲食店営業許可申請書の様式統一と事務処理の標準化
- ③ 物品納入等に係る指定業者登録様式の統一化

(3) 上記事項を、平成 19 年 6 月 22 日の「規制改革推進のための 3 か年計画」において閣議決定。

2. 規制改革会議（平成 25 年 1 月～平成 28 年 7 月）

(1) 第 2 期（平成 25 年 7 月～平成 26 年 6 月）に、「規制改革ホットライン」（平成 25 年 3 月設置）への規制改革要望を受けて、創業・IT 等ワーキンググループにおける議論を経て、平成 26 年 6 月 13 日の「規制改革に関する第 2 次答申」に、以下の事項を盛り込み、同月 24 日の「規制改革実施計画」において閣議決定。

- ① 食品の移動販売に係る許可基準及び申請書様式の統一化
- ② 地方税に関する金融機関に対する照会文書の用語・書式の統一化
- ③ 生活保護の決定・実施に関わる金融機関に対する照会文書の書式の統一化

(2) 第3期（平成26年7月～平成27年6月）も、「規制改革ホットライン」への規制改革要望を踏まえ、平成27年6月16日の「規制改革に関する第3次答申」に、以下の事項を盛り込み、同月30日の「規制改革実施計画」において閣議決定。

○ 産業廃棄物収集運搬業許可に係る申請書類様式の統一化

(3) 第4期（平成27年7月～平成28年7月）は、地方自治体の条例等による規制について、地域の実情等に照らして必ずしもその理由が明確でないものもあるとの指摘や、条例等における具体的な規制内容が自治体によって異なる場合に、自治体を跨いだ広域的な活動を行っている企業等にとって、経済効率性の観点から阻害要因になっているものもあるとの指摘も踏まえ、地方における規制改革を推進するための国としての対応について更に検討する必要があるとの問題意識から、具体的な事例を踏まえて議論を行い、平成28年3月9日の規制改革会議で「国としての対応の考え方（案）」を作成。（参考）

【概要】

規制所管省庁において、以下の対応をとる。

- ① 自治体における条例等に基づく規制を把握
- ② ①の規制について、自治体による規制内容の差異の合理性や経済活動への支障について検証・公表
- ③ ②の結果に応じ、国の法令で具体的規制内容を定めるよう見直し、あるいは、国としての技術的助言を発出等

(4) 上記「国としての対応の考え方（案）」について、各省及び地方六団体に意見照会を行い、同年4月19日の規制改革会議で、意見を提出した各省等との意見交換を実施。

【各省等からの主な意見】

- ① 国の法令で規制内容を定めるよう見直しを行うことは、これまでの地方分権の趣旨に反する。事業者が経済活動を行うに当たって何らかの支障があるのであれば、地方自治体に対し見直しを求めるべき。それを受け、自治体自らによって検証されるべき。
- ② 「考え方（案）」は、国の強力な監督や規制を前提とした考え方が根底にあるものであり、憲法第94条（条例制定権）の趣旨に反し、地方分権改革の成果を否定するばかりか、規制改革の本来の趣旨にもそぐわない、時代に逆行する提案となっているのではないか。

- ③ 作業対象が膨大となること、特定の省庁・部局に事務が集中することが想定されるため、対象を厳選した上で行うべき。具体的な見直しの提案・要望があったものを対象とすべき。
- ④ 規制改革会議及び内閣府規制改革推進室が対応すべき。
- ⑤ 「考え方（案）」に基づく対応に当たっては、自治体と十分に協議すべき。
- ⑥ 自治体自身の対応、あるいは広域的な横の連携による対応というものが、まず行われるべき。そういったことをした上で、なおかつ国における検証は、次のステップで考えられるべきもの。ただ、一定の考え方の整理を行うべき。

【会議委員からの主な意見】

- ① 地方分権の趣旨に反するとか、条例制定権の範囲を限定するというものではない。地方に委任されている権限を一律に中央に吸い上げるべきだと申し上げているわけではない。また、条例制定権は、法律の相関関係で決まることで、あらかじめ憲法上この範囲として留保されているものではない。
- ② 個別の事業者が個別の自治体に対して働きかけるべきという御意見は、事実上、当該自治体でのビジネスはやめろというのと同じこと。
- ③ 官庁が直接自治体に指揮監督する権限がないことは分かるが、それぞれの法令を所管はしているのだから、地方分権の時代とはいっても、地方分権の結果がビジネスのしやすさに対して支障となっているのであれば、より良い解決策を考えるのは所管官庁の務めではないか。
- ④ このような問題は、個々の自治体だけでは解決できず、やはり全体を見て、差し支えのあることが出てくるとはならないだろうかという視点で、もう一回考えてみようというのが今回の提案。
- ⑤ 自治体間で協調して、実質的に問題が解決できるという場合には、国がしゃしゃり出るということをしなくてもいいのではないか。最後の手段として国が出ていくことを考えればいいということだとすれば、とても合理的な提案だと思う。
- ⑥ 地方で決められることだから違って当然ということではなくて、違っていいことを合理的に説明する努力というのは、当然すべきこと。
- ⑦ 所管省庁は、（自治体間で）差があるという事実をまず把握した上で、こういう理由だから差があってもいいと判断するに当たって、自治体の意見をきちんと聞くことが必要。

- (5) 上記のような意見を踏まえ、同年5月19日の「規制改革に関する第4次答申」に以下の事項を盛り込み、同年6月2日の「規制改革実施計画」において閣議決定。

事項名	規制改革の内容	実施時期	所管省庁
地方における規制改革	地方分権を尊重しつつ、地方における規制改革を推進するための国としての対応について結論を得るべく、引き続き検討する。	平成28年度以降検討	内閣府 (規制改革推進室)

- (6) また、同「規制改革実施計画」では、規制改革要望を踏まえ、個別の規制改革事項として、以下の事項を閣議決定。

事項名	規制改革の内容	実施時期	所管省庁
薬局と店舗販売業の併設許可に係る指導の統一化	薬局及び店舗販売業の併設許可に係る審査基準及び指導基準（以下「審査基準等」という。）が都道府県、保健所設置市及び特別区により異なることについて、現状の調査を行い、その合理性を検証し結果を公表した上で、検証結果を踏まえ、審査基準等について検討し、必要な措置を講ずる。	平成28年度検討・結論・措置	厚生労働省
移動理美容車の在り方の見直し	超高齢社会を迎えた我が国における消費者の多様なニーズへの対応と、適切な衛生水準の確保を図る観点から、理美容業における移動理美容車の位置付けを公表する。また移動理美容車の取扱いが地方自治体により異なることについて、現状の調査を行い、地方自治体の定めている基準に衛生上必要な措置として合理性があるかを検証の上、移動理美容車の基準の在り方について検討し、結論を得る。	平成28年度検討・結論・措置	厚生労働省
産業廃棄物管理票の報告書様式の統一	廃棄物処理法第12条の3第7項における産業廃棄物管理票（マニフェスト）の都道府県知事への報告書の様式を全自治体で統一することについて、平成27年度の検討結果を踏まえ、必要な措置を講ずる。	平成28年度措置	環境省

1. 問題の所在

我が国においては、国が定める法令から通達などの運用レベルのものまで多種多様な規制が存在しているが、ある規制について、国が一定のルールを定める一方で、具体的な規制内容を地方自治体が条例等で定めている場合がある。

これに関し、①地方自治体の条例等による規制について、地域の実情等に照らして必ずしもその理由が明確でないものもあるとの指摘や、②条例等における具体的な規制内容が地方自治体によって異なる場合に、自治体を跨いだ広域的な活動を行っている企業等にとって、経済効率性の観点から阻害要因になっているものもあるとの指摘がある。

条例等に基づく地方の規制について、地域のニーズに即した見直しを進めるために、地方自治体に「地方版規制改革会議」を設置することを既に提案しているが、上記のような指摘も踏まえ、地方における規制改革を推進するための国としての対応について、更に検討する必要があると考えられる。

2. 国としての対応の考え方（案）

地方分権を推進することは必要であるが、具体的な事例（別紙）及び1月18日の規制改革会議における議論を踏まえ、規制の所管省庁において、以下のような対応をとることが考えられるのではないかと。

- (1) 地方自治体における条例等に基づく規制について、許認可等の権限を委ねているだけでなく、その具体的な内容を自治体が定めているものを把握する。
- (2) (1)により把握した規制について、
 - ① 地方自治体によって規制内容に差異を設けることに合理性がないと考えられる場合、又は、
 - ② 地方自治体によって規制内容に差異を設けることによって国内での経済活動に多大な支障が生じる場合に該当するか否かを検証し、その結果を公表する。
- (3) (2)に該当する場合には、国の法令で具体的な規制内容を定める（許認可等に係る申請書等の様式が地方自治体によって異なる場合に、標準的な様式を国の法令で定めることを含む）よう見直しを行う。
- (4) (2)に該当せず、各地方自治体において具体的な規制内容を定めることが適当と考えられる場合には、
 - ① 各地方自治体における具体的な規制内容の実態を取りまとめ、公表することにより、自治体が、他の自治体における規制内容を参照しつつ、自主的に規制の見直しを進めやすくするための環境を整備する。
 - ② 必要な場合には、各地方自治体が定める具体的な規制内容のうち、特に推奨すべきと考えられるもの（ベストプラクティス）も参考として、当該規制に関する国としての技術的助言（ガイドライン）を発出する。

具体的な事例

※ 以下は、現時点で把握している事例であり、今後、追加等があり得る。

- ① ソフトクリームの移動販売について、都道府県等によって、食品衛生法に基づく営業許可が得られる場合と得られない場合があり、営業許可が得られる場合でも、その条件（使用できる原材料、給排水タンクの容量等）が自治体によって異なり、対応に苦慮しているとの指摘がある。また、昨今の移動販売車には固定店舗と同等の設備を備えたものがあるにもかかわらず、ソフトクリームの移動販売について営業許可が得られない自治体があることは問題であるとの指摘がある。
- ② 臨時の飲食店営業に関し、営業とは認められないとして食品衛生法上の許可を必要としない場合の基準は都道府県等によって異なり、許可を要しない場合に、食品衛生上の危害発生防止のために保健所への届出を求めている自治体と求めていない自治体がある。また、届出を必要とする場合に、出店期間の制限を設けている自治体（例：原則として1年に5日以下）がある一方で、そのような制限がない自治体もある。
- ③ 食品衛生法上、有毒な食品として販売等が禁止されているフグの処理については、有毒部位の確実な除去等ができる都道府県知事等が認める者及び施設に限って行うこととされ、各自治体の条例等で資格者等について定めているが、試験により免許を付与する自治体と講習会により資格を付与する自治体があり、試験による場合も、受験資格や試験内容が自治体によって異なる。
- ④ コンビニエンスストアで冷凍食品を電子レンジで加熱して客に提供する行為について、食品衛生法上の飲食店営業の許可を求めている自治体と求めていない自治体がある。
- ⑤ 理容師法・美容師法に基づき、理・美容所の開設者は、清潔の保持等のほか、都道府県等が条例で定める衛生上必要な措置を講じなければならないが、自治体によって、「洗顔及び洗髪のための流水式の設備を設ける」旨の規定がある場合とない場合がある。
- ⑥ 理・美容所の床面積の基準について、衛生上必要な措置として都道府県等が条例で定めており、当該基準は自治体によって異なる（6.6㎡以上、13.2㎡以上など）。また、移動車両を活用した理・美容業において、店舗型の床面積基準よりも基準を緩和している自治体がある一方で、店舗型基準と同様の基準を適用している自治体もあり、事業の実施に支障を来しているとの指摘がある。

- ⑦ クリーニング業法に基づき、営業者は、機械設備等のほか、都道府県等が条例で定める必要な措置を講じなければならないが、面積基準の規定を設けていない自治体がある一方で、当該規定を設けている自治体もあり、面積基準の規定が設けられている場合、駅等のコインロッカーで受渡しをする無人のクリーニング所の設置が不可能になっているとの指摘がある。
- ⑧ 旅館業法に基づき、旅館業を営もうとする者が許可を受けるためには、旅館業法施行令で定める構造設備基準及びその他都道府県等が条例で定める構造設備基準に適合する必要があるが、条例で定める構造設備基準のうち、客室一室の床面積や玄関帳場の広さ等の規定は、自治体によって異なる（玄関帳場の広さ等については、規定がない自治体も多い）。また、簡易宿所における玄関帳場は、旅館業法施行令上の基準はないが、自治体によって、これを条例で基準化している場合と基準化していない場合がある。
- ⑨ 公衆浴場法に基づき、公衆浴場の営業者は、都道府県等が条例で定める必要な措置を講じなければならないが、自治体によって、一定年齢以上の男女を混浴させない旨の規定がある場合とない場合があり、当該規定がある場合でも、その年齢は自治体によって異なる（8歳以上、10歳以上、12歳以上など）。
- ⑩ 公衆浴場法に基づき、公衆浴場の営業者は、都道府県等が条例で定める必要な措置を講じなければならないが、露天風呂を設ける場合に、屋外には洗い場を設けない旨の規定がある場合とない場合がある。
- ⑪ 学校教育法では、専修学校の設置者の要件として学校法人であることを求めているが、都道府県が定める私立専修学校の設置認可基準において、原則として学校法人であることを求めている場合と求めていない場合がある。
- ⑫ 競争入札参加資格の要件については、各地方自治体がそれぞれ定めているが、一定の営業年数を求めている自治体と求めていない自治体がある。
- ⑬ 競争入札参加資格申請の手続については、各地方自治体がそれぞれ定めているが、紙による手続を要求しているところが依然多い中で、添付書類に統一性がなく、また、申請書類の提出に際し、書類の綴じ方、使用ファイルの色など細部まで指定される場合もあり、複数の自治体に申請するに当たって手続が煩雑化しているとの指摘がある。
- ⑭ 保育所への入所に際して各市区町村から提出を求められる証明書（就労証明書、育児休業証明書、復職証明書等）の様式について、項目の定義（例えば、就労証明書における勤務時間の定義について、所定の労働時間か、短時間勤務利用の場合の短時間勤務時間かなど）が自治体によって異なる。